

国民年金保険料を一括して前払い（前納）すると割引があります！！

国民年金保険料の納め方には、毎月納めていく他に、1年分や6ヶ月分を一括して前払いで納める方法（前納）もあります。その場合、毎月納めるよりも割引があります。

前納には、現金で納める方法と、金融機関の口座から自動引落しする口座振替で納める方法があります。現金で納めるよりも口座振替で納める方が、割引額が多くなります。

このお得な制度を利用しませんか。

※平成18年度の割引額については、まだ確定していませんので、参考に平成17年度の割引額を下記に記載します。

1年分で比較すると（平成17年度）

現金で毎月納めると	162,960円（月額13,580円×12ヶ月）
現金で前納すると	160,070円（ <u>2,890円割引</u> でお得）
口座振替で前納すると	159,540円（ <u>3,420円割引</u> でもっとお得）

6ヶ月分で比較すると（平成17年度）

現金で毎月納めると	81,480円（月額13,580円×6ヶ月）
現金で前納すると	80,820円（ <u>660円割引</u> でお得）
口座振替で前納すると	80,550円（ <u>930円割引</u> でもっとお得）



※口座振替での1年分および6ヶ月分（4月分～9月分）の前納は、平成18年3月中に社会保険事務所での事前登録が必要です。お早めにお申し込みください。

お申し込みの手続きは、社会保険事務所または口座をお持ちの金融機関でできますが、社会保険事務所での登録が間に合わない場合がありますので、社会保険事務所へご確認いただきますようお願いいたします。

■問い合わせ 豊岡社会保険事務所 TEL 0796 - 22 - 3196
市民課 TEL 672 - 6120

●●● 国保一問一答 ●●●

問 交通事故でケガをして病院にいました。治療費を支払うとき、病院から、国民健康保険（国保）の保険者証は使えないといわれました。交通事故の届出は国保にも必要なのですか。

答 必要です。
交通事故や傷害事件など第三者から傷害を受けた場合の治療費は原則として加害者が全額負担すべきものです。

しかし、届出をすれば、保険証を使って治療費を支払うことができます。国保が負担した分は、国保があなたにかわって加害者に請求し、加害者に支払ってもら

います。

届出には、「第三者行為による傷病届」や交通事故証明書など数枚の書類が必要です。印かんを持参のうえ、市役所または、各支所市民課へお越しください。

国保へ届出をする前に示談をすると、その示談が優先して、国保から加害者に医療費の請求ができなくなる場合があります。治療が長期化する場合も考慮して示談は慎重に行ってください。もし、交通事故にあっってお医者さんにかかる場合は、まず、「示談の前に警察と国保に届出をする」と覚えておきましょう。

■問い合わせ 市民課 TEL 672 - 6120